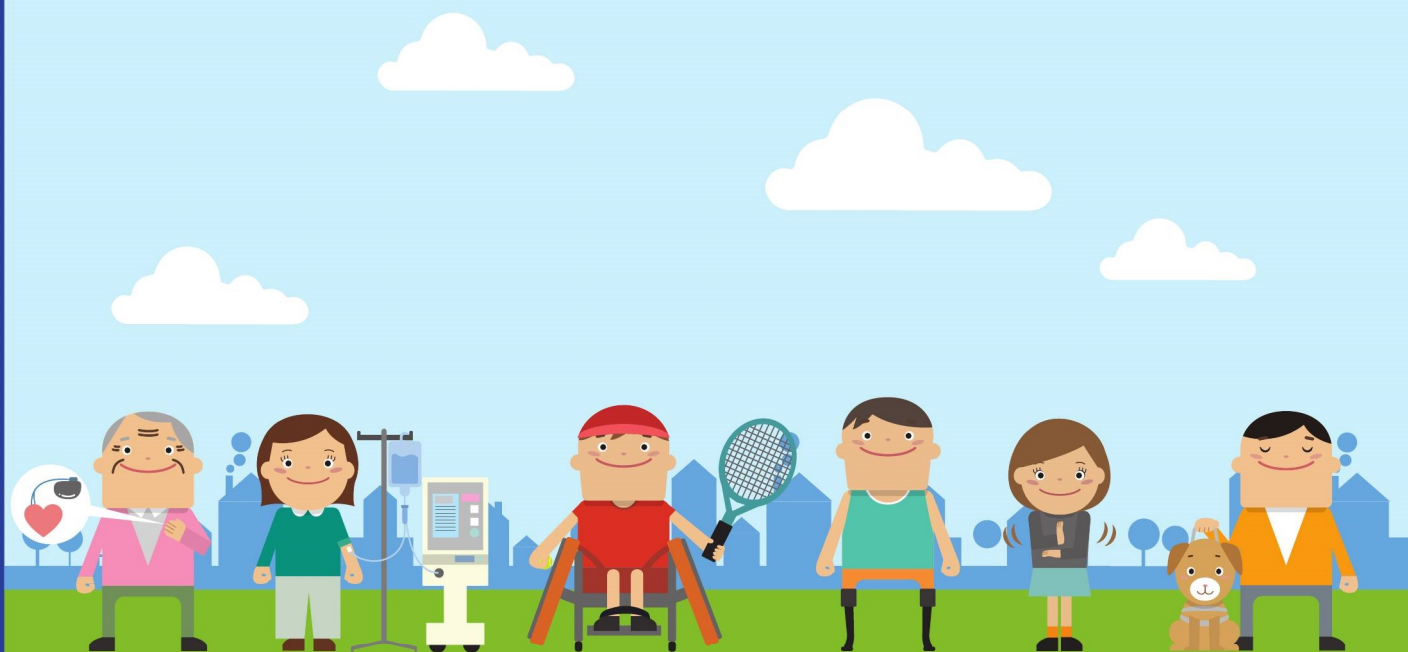


# 国民年金

## 「障害基礎年金」

長い人生、この先なにが起こるかわからない。  
たとえば事故や病気で障がい者になることもあれば、  
そのために働けなくなってしまうことだってあるかもしれない。  
そんな“もしも”の不安に備えるための年金です。

長い人生、なにが起こるかなんて  
だれにもわからない。  
もしもの備えになる年金があること、  
あなたは知っていますか。



ご存知  
ですか？

## 「障害基礎年金」を受けるためには・・・



事故で後遺症が残りました。  
私は障害基礎年金を受け取れますか？

### 障害基礎年金を受けるための

3つの  
確認

※細かい審査がありますので、まずは市区町村の窓口にご相談ください。

確認

1

初診日<sup>※</sup>に国民年金に入っていた方。

- 医師の診療を初めて受けた日に国民年金に入っている方。
- 国民年金に加入していた60歳～65歳未満の国内在住の方。
- 20歳未満で障害を負った方も対象となります。

※初診日：障害の原因となった病気やけがで医師または歯科医師の診療を受けた日

確認

2

初診日の前日までに  
次のいずれかの要件を満たしている方。

- 初診日のある月の前々月までの加入期間のうち全体の3分の2以上保険料を納付している方。  
\* 免除・猶予制度を受けていた場合、その期間を含む。
- 初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない方。

確認

3

一定程度以上の障害の状態にある方。

- 国民年金の「障害等級表」で定められた1級・2級にあたる障害がある方。（障害者手帳の等級とは異なります。）



**保険料の納め忘れはありませんか？**

国民年金の保険料を納めていないと障害基礎年金を受け取れない場合があります。

ご存知  
ですか？

# 「障害等級」とは…

※たとえば下記のような症状の方が対象となります。

## 国民年金の「障害等級」表

国民年金で定められている障害等級は障害者手帳の等級とは異なります。

### 聴覚

・両耳の聴力レベルが100デシベル以上

### 体幹・脊髄

・座っていることができない、または立ち上がるということができない程度

### 下肢

・両下肢の機能に著しい障害を有す。  
・両下肢を足関節以上で欠く。

1級

### 眼

・両目の矯正後の視力の和が0.04以下

### 上肢

・両上肢の機能に著しい障害を有す。  
・両上肢の全ての指を欠く。もしくは全ての指の機能に著しい障害を有す。

### 聴覚

・両耳の聴力レベルが90デシベル以上

### 平衡機能

・平衡機能に著しい障害を有す。

### 体幹・脊髄

・歩くことができない程度

### 下肢

・両下肢の全ての指を欠く。  
・1下肢の機能に著しい障害を有す。もしくは足関節以上で欠く。

2級

### 眼

・両目の矯正後の視力の和が0.05以上0.08以下

### そしゃく

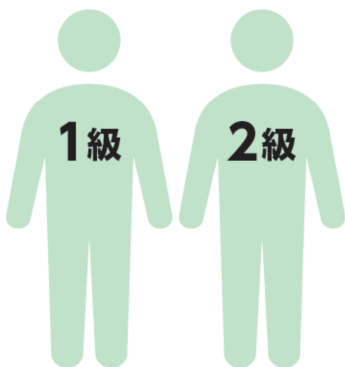
・そしゃくの機能を欠く。

### 音声・言語

・音声・言語機能に著しい障害を有す。

### 上肢

・両上肢のおや指・ひとさし指、または中指を欠く。もしくは機能に著しい障害を有す。  
・1上肢の全ての指を欠く。もしくは1上肢の全ての指の機能に著しい障害を有す。  
・1上肢の機能に著しい障害を有す。



### その他の疾患

(脳、心臓、肝・腎臓、呼吸器、造血器等の内臓疾患や高血圧症等)

・身体の機能の障害、または長期にわたり安静を必要とする病状で、日常生活に著しく支障をきたす状態。  
1級・2級で認定基準は異なります。

### 精神

・うつ病や統合失調症、知的障害などにより、日常生活に著しく支障をきたす状態。  
1級・2級で認定基準は異なります。

### 重複疾患

・身体機能の障害もしくは病状、または精神障害が重複する状態。  
1級・2級で認定基準は異なります。

ご存知  
ですか？

# 障害基礎年金っていくら？

## 障害基礎年金額

### 年金額

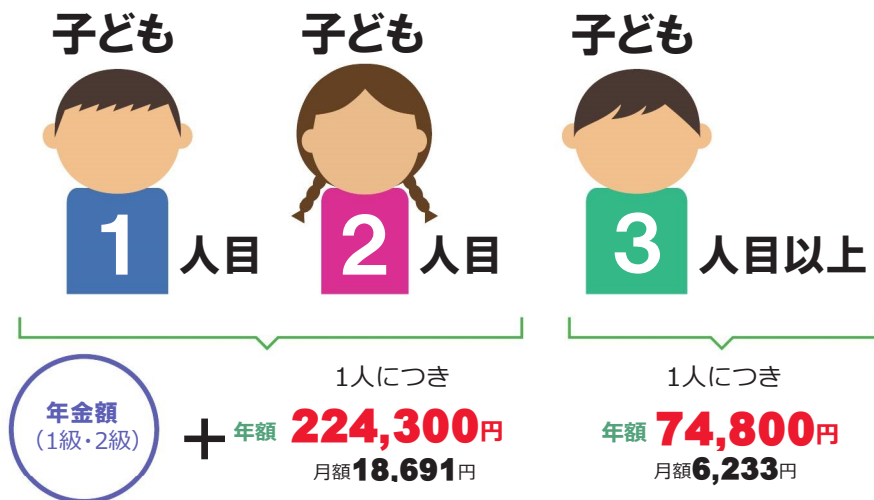
1級の場合、年額**974,125**円です。  
(平成30年度・年額)



※実際の年金のお支払い時に、1円未満の端数が生じた場合、2月のお支払い時にまとめて加算します。

さらに、18歳未満の子どもがいる場合には年金額が加算されます。

### 子どもの加算額



※実際の年金のお支払い時に、1円未満の端数が生じた場合、2月のお支払い時にまとめて加算します。  
・年金を請求する方の子どもが18歳に達する年度の末日まで受け取れます。  
・子どもが1級・2級の障がい者である場合は、20歳まで受け取れます。  
・年金の手続き後に生まれた子どもも申請できます。

ご存知  
ですか？

# お手続き

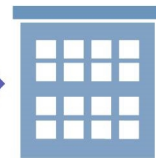
## ｜ 手続き先

初診日に国民年金に加入されているご本人、  
もしくは20歳前に障がい者になった方は、  
お近くの**年金事務所**または**市区町村の年金窓口**で  
お手続きください。

※厚生年金、共済組合に加入している方に扶養されている配偶者は、  
最寄りの年金事務所にお問い合わせください。



ご本人または  
代理人



年金事務所・  
市区町村の年金窓口

ご本人または代理人が年金窓口で直接お手続きください。

## ｜ 必要書類

〈注〉  
**年金請求書・年金手帳・医師の診断書**などが必要になります。障害の原因や  
18歳未満の子どもの有無によって必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

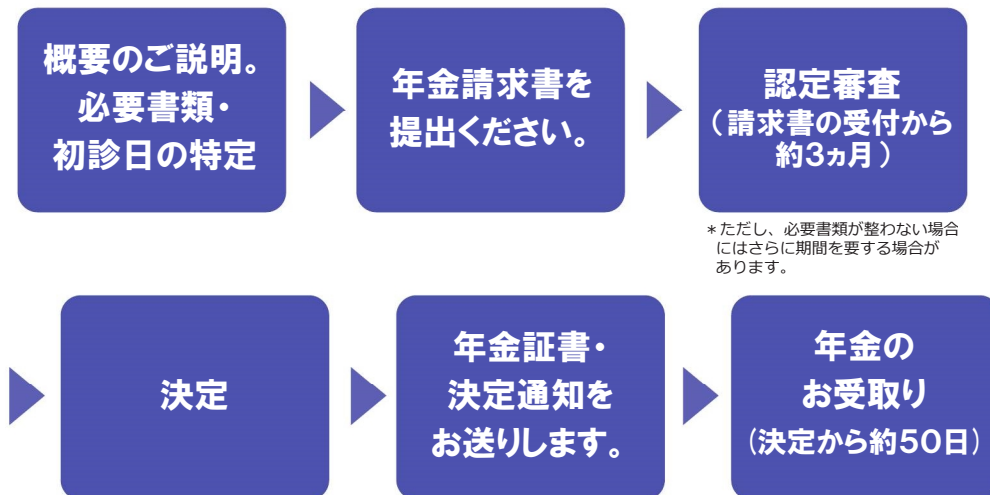
〈注〉：「医師の診断書」は所定の書類が必要となります。

## ｜ 手続きの流れ

障害認定の審査には細かい確認事項や法令で定められた書類の提出が必要です。

**(ただし、提出する書類は各自異なります)**

詳しくはお近くの**年金事務所**または**市区町村の年金窓口**でご確認ください。



# パンフレットをご覧のみなさまへ



年金の給付については、詳細な条件があります。

一般的な国民年金に関するお問い合わせは

ねんきんダイヤル

**0570-05-1165** (ナビダイヤル)

050 ではじまる電話で  
おかけになる場合は

**03-6700-1165** (一般電話)

受付時間

月曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00
火 ~ 金曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15
第 2 土曜日	午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 : 00 まで相談をお受けします。

※祝日 (第 2 土曜日を除く)、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日はご利用いただけません。

※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

詳細については、お近くの年金事務所  
または市区町村の窓口にお問い合わせください。